

【実施要領】

「出産費用及び妊娠から出産にかかる支援ニーズに関する調査」における

サウンディング調査

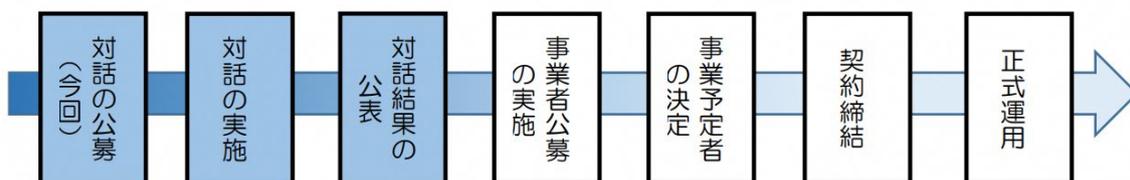
希望する人が安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりを進めていくためには、妊娠期からの切れ目のない支援を充実させるとともに、出産費用などの経済的負担を軽減することが重要です。

このたび、本市の出産費用の実態、及び妊娠から出産にかかる支援のニーズを把握するための調査の実施を検討しています。

そこで、調査の設計、結果の分析方法、必要概算額等を検討する際の参考とするために、専門的見地からのご意見を求める目的で、対話を実施します。

※調査の実施は、市会での令和5年度予算の議決後に確定します。

＜サウンディング調査から事業者公募への流れ＞



※状況に応じて変更になる可能性があり、確定ではございません。

＜サウンディング調査（以下、対話という。）とは＞

市の実施する事業について、事業検討の段階で民間事業者のアイデアや市場性の有無を、公募による対話により把握する手法です。参入しやすい公募条件を把握するとともに、市の課題や配慮事項を事前に伝えることでより優れた提案を促すことを目指しています。

1 対話の実施概要

【日 時】 令和5年2月10日（金）～2月15日（水）の1時間程度

※申込み後、個別に調整します。必要に応じて追加で対話を行う場合があります。

【場 所】 横浜市庁舎会議室

【対象者】 過去5年間（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）に、国または地方自治体において、子育て支援や医療機関向け調査の受託実績を有する民間事業者

【対話の内容・実施方法】 次ページ以降参照

※ 対話参加の申込みが多数であった場合、対話を実施する事業者を一定の基準で選定させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

※ 対話では、企業等の皆様からご意見をいただくものであり、対話参加の有無により今後の事業者公募において有利又は不利になることはありません。

※ 対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。

（参加企業等の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。また、公表にあたっては、事前に参加企業等に内容の確認を行います。）

2 申込方法及び資料の提出 **事前申込制**

様式1「エントリーシート」、様式2「事前ヒアリングシート」をEメールへ添付の上、期間内にご提出ください。その他提案資料がありましたら、様式は任意となりますので、合わせてご提出ください。

【申込期間】 令和5年1月31日（火）～2月8日（水）15時まで

【提出方法】 Eメール（宛先：kd-syussan@city.yokohama.jp）

メール件名：【対話参加申込】「出産費用に関するサウンディング調査」

メール添付：**必須** 様式1「エントリーシート」、様式2「事前ヒアリングシート」
任意 その他提案資料（様式任意）

3 対話にあたっての基本事項

本市が検討している次の調査についての提案を求めます。

（1）調査について

ア 分娩を取扱う市内産科医療機関を対象とした出産費用に関する調査
本市で想定している概要は次のとおりです。

（ア）調査対象者

分娩を取扱う市内の産科医療機関

(イ) 調査内容の想定

- ・各医療機関が設定する費目とその金額
- ・直接支払制度の請求書様式に基づく費目に対する設定金額
- ・直接支払制度の請求書様式の「その他」に含まれる内容
- ・妊婦合計負担額の平均額
- ・出産にかかる基礎的部分(※)の平均額
- ・室料差額、無痛分娩管理料の平均額
- ・公的病院と私的病院、診療所(助産所含む)における平均額の差
- ・選択できる付帯サービスとその金額及び選択率
- ・付帯サービスを除いた(選択の余地のない)負担額の平均額
- ・平均入院日数

(※) 基礎的部分…専用請求書「妊婦合計負担額」から「室料差額」「産科医療補償制度」「無痛分娩管理料」を除いた額

イ 妊娠から出産にかかる支援のニーズに関する子育て世帯に対するアンケート調査
出産後の女性やパートナーを対象に、支援に関するニーズを調査します。

(ア) 調査対象者の想定

横浜市に在住し、令和5年1月以降に出産した女性及びそのパートナー

(イ) 調査内容の想定

- ・妊娠前から出産後にわたる妊産婦の経済的な負担の実態把握について
- ・妊娠前から出産後にわたる妊産婦の支援ニーズ及びその背景要因(妊産婦の身体的・心理的な要因だけでなく、社会的な要因も含む)について

※結果分析にあたっては、統計学的手法を用いて検証結果を明らかにする。

ウ その他

上記調査の他、妊娠期から出産後における支援の潜在的なニーズの把握を目的とした調査の方法について、提案を求めます。

(2) 調査の検討にかかる参考情報

ア 出産育児一時金(出産費用)に関する研究(令和3年度厚生労働省)

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202107004A-buntan5.pdf

イ 社会保障審議会医療保険部会における議論の状況(出産費用に関する主だったもの)
第136回(令和2年12月2日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000700493.pdf>

第152回(令和4年8月19日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000977521.pdf>

第154回(令和4年9月29日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000995175.pdf>

第 155 回（令和 4 年 10 月 13 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001000562.pdf>

第 156 回（令和 4 年 11 月 11 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001011528.pdf>

第 160 回（令和 4 年 12 月 9 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001022174.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001022175.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001022178.pdf>

ウ 本市で想定している対象者（市民）へのアプローチ方法の例

（ア）住基情報による無作為抽出

生まれたお子様の生年月日をもとに住基情報から対象世帯を抽出し、登録住所に直接発送することができます。

（イ）出生届の提出

生まれた日を含め 14 日以内に、「生まれたところ」、「届出人の住所地」、「子の本籍地」のうちいずれかの区役所（市町村）へ届出。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/koseki/syuxtusyou.html>

（ウ）区福祉保健センターで実施している乳幼児健診の受診

横浜市では、4 か月（1 歳 6 か月、3 歳でも実施）の乳幼児に対し、区福祉保健センターでの乳幼児健康診査を実施しています。

4 対話内容(対話において、お聞きしたいと考えている項目です)

本市が検討している調査（3（1）参照）の設計、委託実施にかかる仕様内容の検討のため、調査内容や調査方法、費用等について、幅広いご意見・ご提案をお聞かせください。

【対話項目及び対話内容の例】

（1）分娩を取扱う市内産科医療機関を対象とした出産費用に関する調査

対象医療機関への調査方法、調査票の案、調査スケジュール、調査結果の分析方法、調査結果報告イメージ、費用、厚生労働省調査との比較方法など

（2）妊娠から出産にかかる支援のニーズに関する子育て世帯に対するアンケート調査

調査項目、調査票の案、調査スケジュール、対象者へのアプローチ方法、必要標本数、調査結果の分析方法、調査結果報告イメージ、費用、同様の調査の実施事例（規模、内容、費用等）、回答率向上のための工夫、より効率的、効果的な調査方法など

5 留意事項（必ずご確認の上、お申込みください。）

(1) 参加及び対話内容の扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

対話の内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。

(2) 対話に要する費用

対話への参加に要する費用は、参加される事業者の負担とします

(3) 対話資料（様式2「事前ヒアリングシート」）及び「提案資料（任意）」の提出

事前に「様式2」事前ヒアリングシート（可能な範囲で記入）及び提案資料（任意）のご提出をお願いします。

(4) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。ご協力をお願いします。

(5) 実施結果の公表

- ・ 対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。
- ・ 公表にあたっては、事前に参加された事業者の皆様にご確認を行います。
- ・ 参加された事業者の名称、事業ノウハウに係る内容は、公表しません。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開の対象になることがあります

(6) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体
- ② 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ③ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

(7) 提案内容の取り扱い

提案内容は今後の行政施策の参考とするため、著作権等の知的所有権については行使しないこととします。

(8) その他

対話はオンラインでの実施とする場合があります。

6 事務局・お問合せ先

連 絡 先	横浜市こども青少年局 こども福祉保健部 地域子育て支援課
所 在 地	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎13階
電 話	045-671-4157
E - m a i l	kd-syussan@city.yokohama.jp
担 当	廣瀬、高瀬、横林